

## 8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制

113

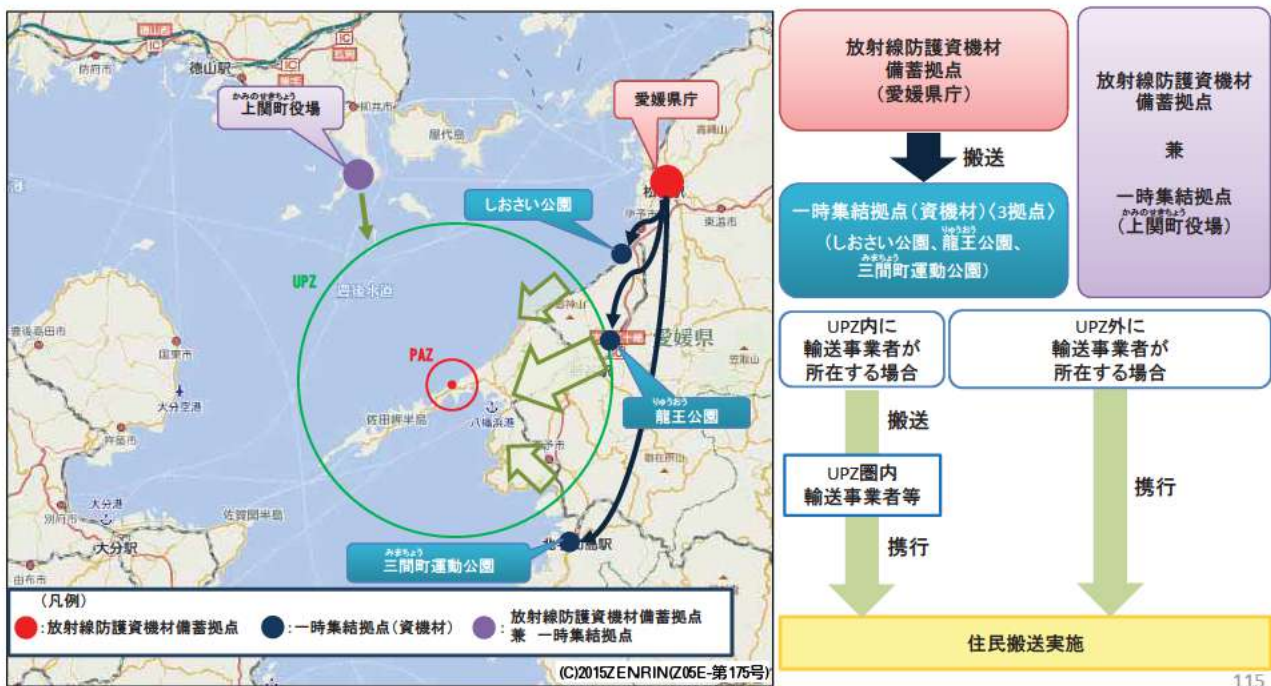
### PAZ圏内及び予防避難エリア防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 愛媛県は、伊方町のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等向けの個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施中。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万が一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。



114

- 愛媛県では、UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布(UPZ圏内の輸送事業者等には個別に配布)。
- 山口県では、放射線防護資機材備蓄拠点である上関町役場において配布を実施。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

**原子力災害発生時における事業者間協力協定 (平成26年10月10日)**

- 【協定事業者】**  
北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃
- 【目的】**  
原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。
- 【協力活動の範囲】**  
原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

**主な備蓄資機材**

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

- 緊急時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町村より備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

## 避難元市町の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	愛媛県関係市町								山口県関係市町	
	愛媛県	いかたちよう 伊方町	やわたはまし 八幡浜市	おおざし 大洲市	せいよし 西予市	うわじまし 宇和島市	いよし 伊予市	うちこちよう 内子町	山口県	かみのせきちよう 上関町
乾パン (缶)	—	10,800	2,136	6,000	—	1,584	240	220	—	—
アルファ米等 (食)	—	21,000	16,650	7,567	11,000	30,980	2,600	2,100	—	300
飲料水 (リットル)	—	21,250	15,692	13,620	9,200	46,716	2,200	3,100	—	300
毛布 (枚)	4,500	2,000	1,000	948	6,800	600	550	600	4,500	40
簡易トイレ (セット)	50	50	16	374	160	42	380	12	—	600※3

※1: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※2: 上記の数量は、現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3: 上関町が備蓄する簡易トイレは、使い捨てタイプ。

- 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、愛媛県及び山口県は、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

## 災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

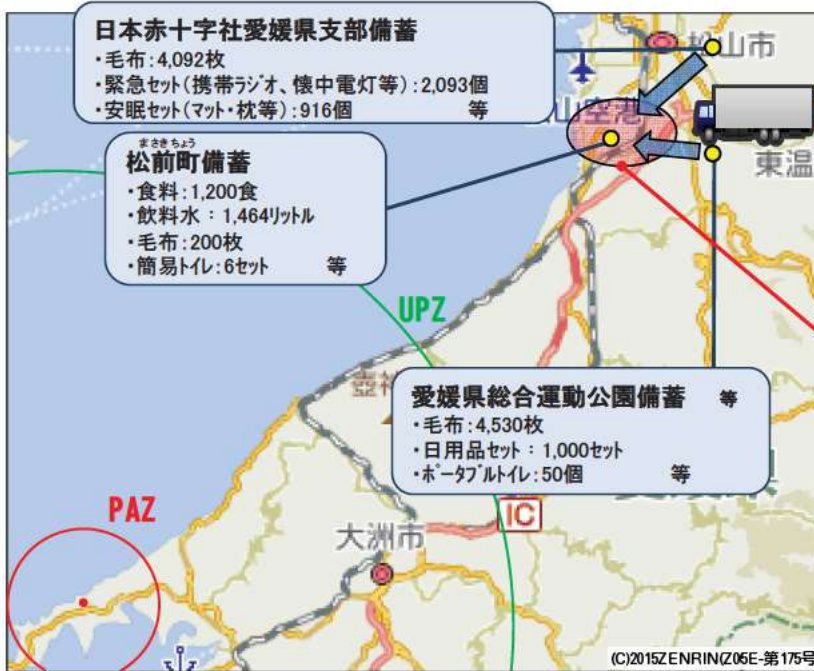
### 愛媛県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給に関する協定等	災害発生時における応急生活物資の供給等	(株)ひめライス、(株)あいしよく、(株)四国シシマバン、四国コカ-コーポリング(株)、大塚食品(株)、(株)光藤、(一社)愛媛県生活衛生同業組合連合会、愛媛県ハン協同組合、全日本ハン協同組合連合会中四国ブロック、(株)伊予鉄高島屋、(株)松屋三越、(株)フジ、DCMダイキ(株)、NPO法人コメ災害対策センター、愛媛県生活協同組合連合会、サークルK四国(株)、サンクス西四国(株)、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、イオンリテール(株)、(一社)愛媛県LPガス協会
災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定	公用車等災害対策に必要な自動車等の燃料の優先的な供給	愛媛県石油商業組合
災害時の物資等の輸送に関する協定	災害救助に必要な生活必需品等の輸送	(一社)愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

### 山口県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	山口農協直販(株)、山口県パン工業共同組合、山口県乳業共同組合、生活協同組合コープやまぐち、(株)下関大丸、マックスバリュ西日本(株)、(株)丸久、(公財)山口県学校給食会、(株)セブンイレブンジャパン、(株)ローソン、(株)イスマ、(株)ナフコ、(株)ジュネーション、NPO法人コメ災害対策センター、(株)ファミリーマート、(株)フジ、(株)伊藤園、日本果実工業(株)、(一社)山口県LPガス協会、大塚製薬(株)
災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等への支援	山口県石油商業組合
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	物資等の緊急・救援輸送	(一社)山口県トラック協会

- PAZ圏内及び予防避難エリアからの避難住民約10,100人の受入れ時には、愛媛県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社愛媛県支部に備蓄された物資(生活用品等)を、愛媛県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 愛媛県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、愛媛県から、原子力災害対策本部に対し物資調達を要請を行う。



PAZ・予防避難エリア住民避難先

種類	施設名	避難受入人数
広域避難所	松前公園体育館	997人
	松前小学校	1,469人
	松前中学校	1,422人
	北伊予小学校	948人
	北伊予中学校	826人
	岡田小学校	1,073人
	岡田中学校	1,073人
	県立伊予高校	949人
	健康増進センター	273人
	松前総合文化センター	541人
	東公民館	430人
	西公民館	383人
	北公民館	374人
<b>合計</b>		<b>10,758人</b>

(※)物資備蓄数は概数

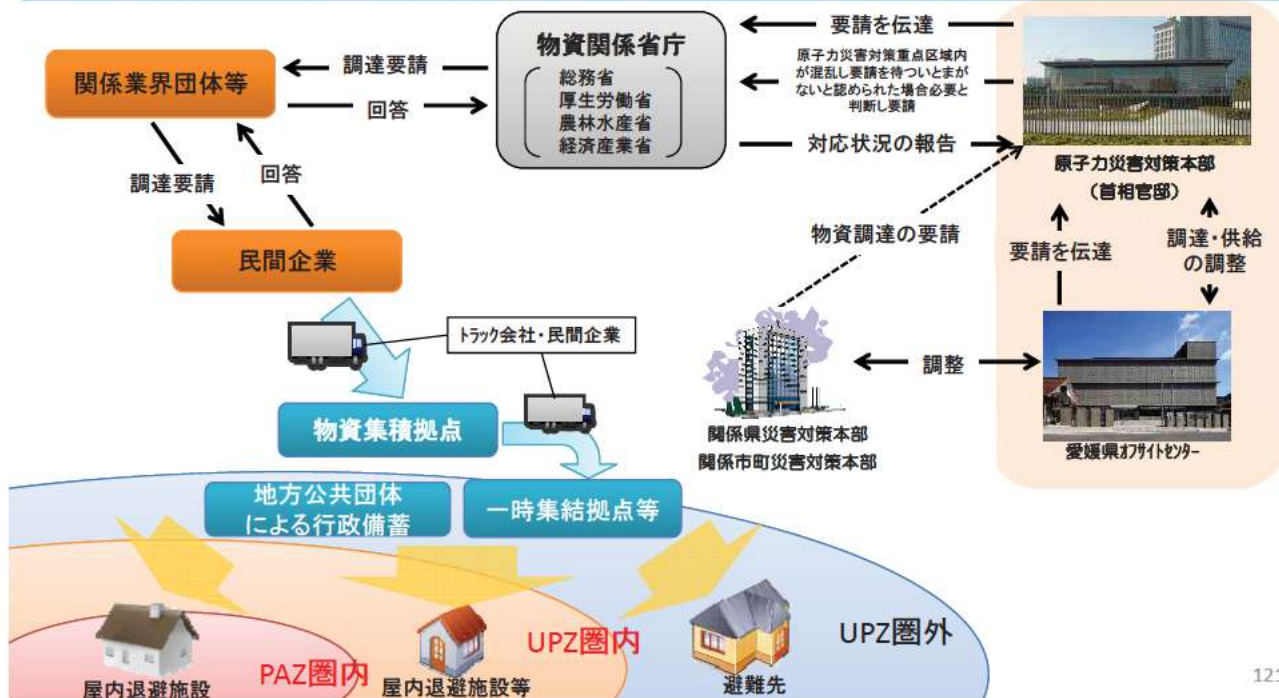
物資集積拠点・一時集結拠点(物資)

- 物資供給の迅速性を高めるため、公的施設や民間の倉庫等を活用し、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について協定事業者に要請し、より効率的に物資を供給。



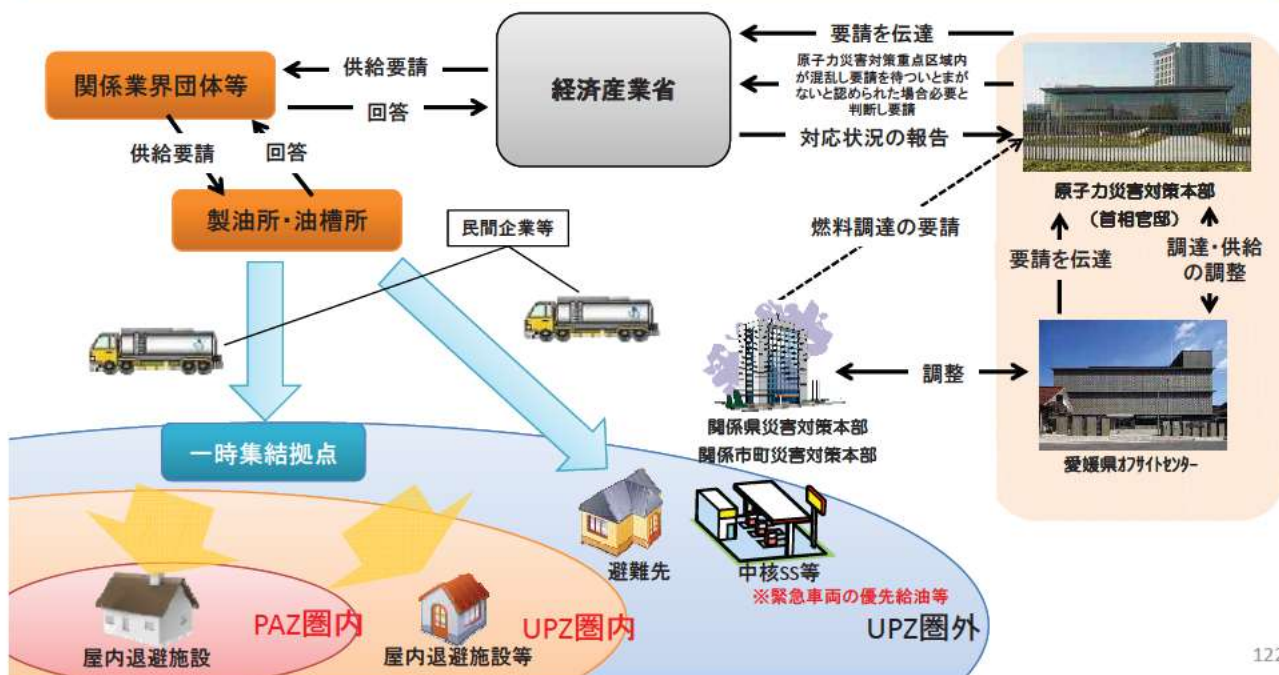
# 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



# 国による物資（燃料）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



➤ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

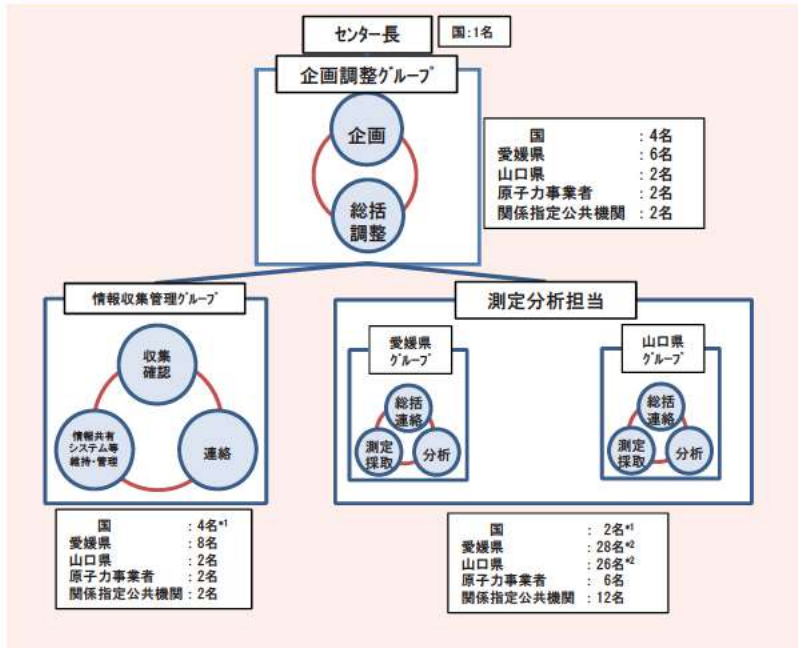
物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトイレットペーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.119の体制に基づき実施。

123

## 9. 緊急時モニタリングの実施体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを愛媛県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。
- 愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に2名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



### 企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

### 情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

### 測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

※ 構成員は交代要員を含む

\*1 国から委託を受けた民間の機関含む \*2 愛媛県・山口県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

# 伊方地域の放射線モニタリング体制

- 伊方発電所周辺の8市町に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点100地点を設定し、このうちUPZ圏内65局（予防避難エリアを除く）及びPAZ圏内2局の測定局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- PAZ圏内及び予防避難エリアでは、30局の測定局で連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。



- モニタリングポスト等
  - ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(19局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・電子線量計(58台)で、放射線量を測定
  - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(10台)を配備
- モニタリングカー等
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション【1局】、モニタリングポスト【19局】  
(非常用電源装備)



モニタリングポスト・ダストサンプラ  
(可搬型)



電子線量計【58台】



モニタリングカー【1台】



モニタリング資機材例  
(サーベイメータ、非常用電源等)



放射線測定通信端末

- モニタリングステーション
  - ・UPZ圏内に含まれる八島やしまにモニタリングステーションが設置されており、放射線量等を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・万一、モニタリングステーションが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(1台)を配備



モニタリングステーション【1局】



非常用電源装備(モニタリングステーション)



可搬型モニタリングポスト【1台】



NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ



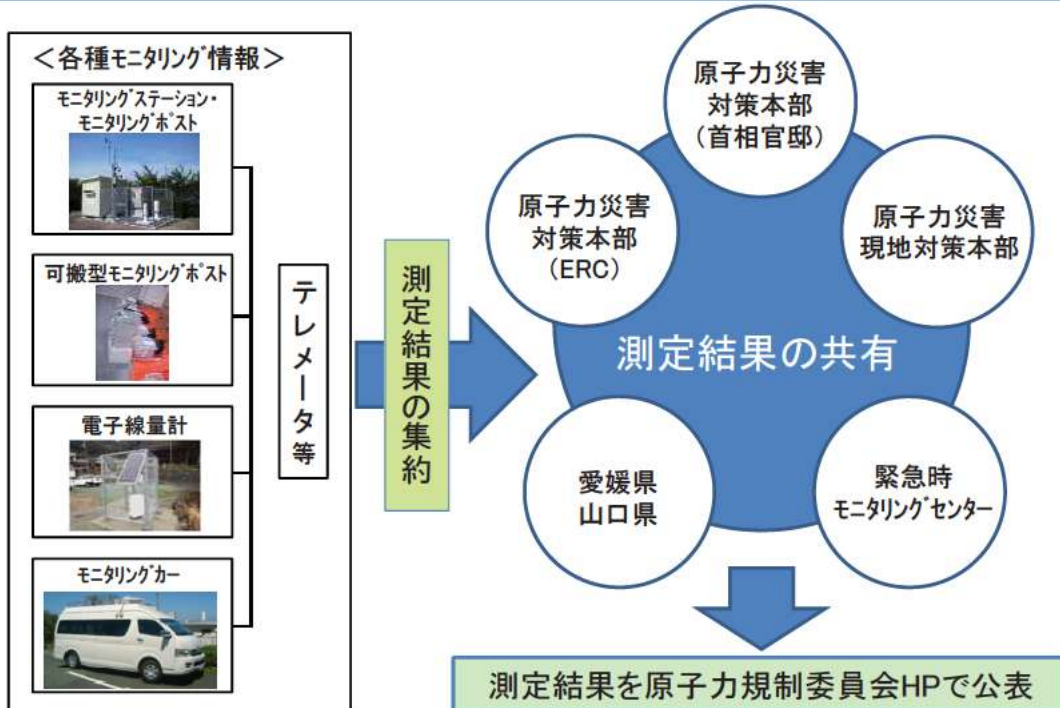
電離箱式サーベイメータ



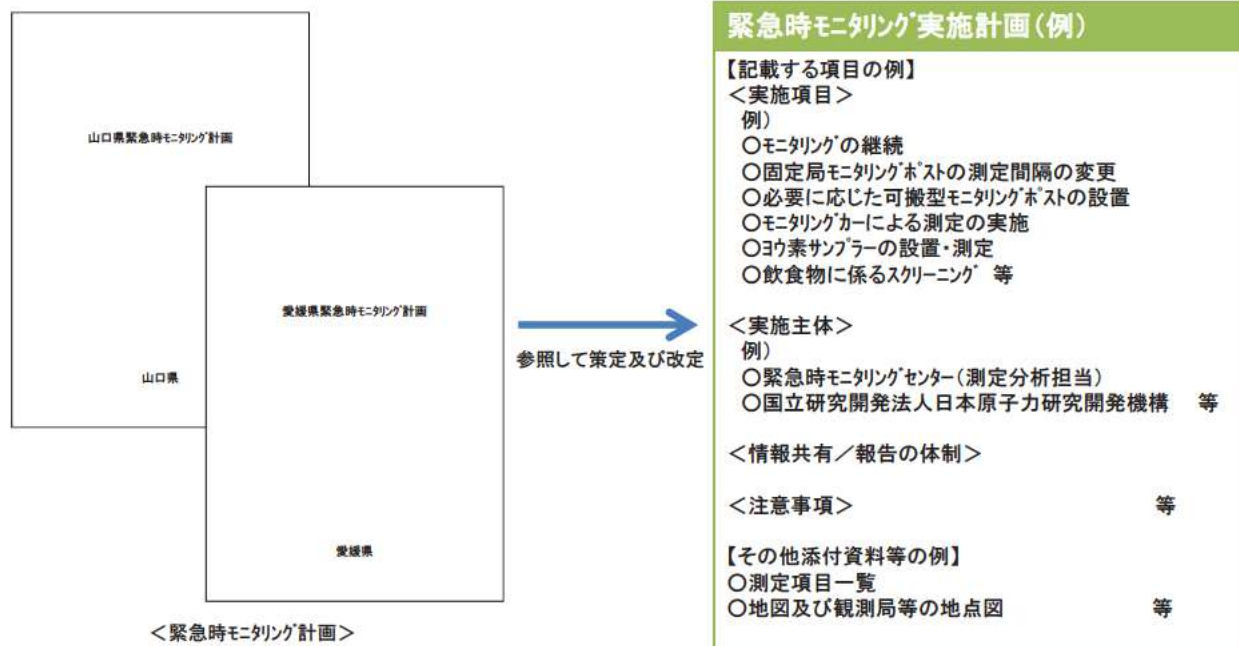
GM管式サーベイメータ



- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 愛媛県及び山口県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

## 関係機関の保有資機材数 (平成26年度調査による。愛媛県・山口県・四国電力を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	242台	27台
原子力事業者	42台	32台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

## いかた

# 伊方地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、愛媛県及び山口県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

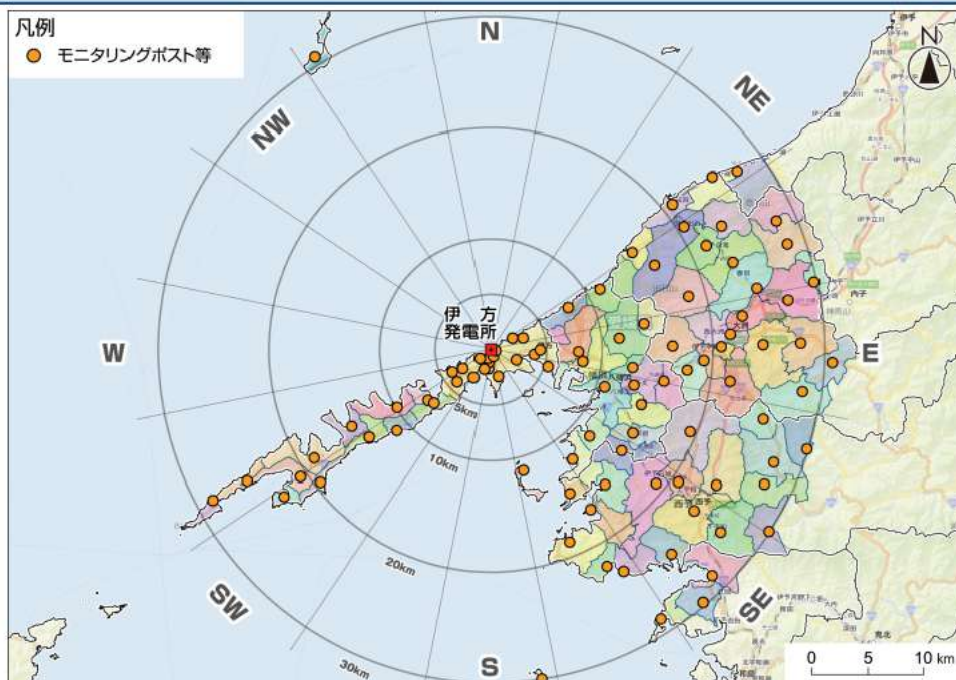


図 伊方地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

- モニタリングポスト等
  - ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(4局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
  - ・モニタリングステーション(1局)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化する
  - ・更に、発電所周辺のモニタリングポスト(16局)で、発電所周辺の放射線量を測定
  - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型代替モニタを別途配備(5台)
- 可搬型モニタ
  - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタ(4台)を設置して、発電所敷地境界付近のモニタリングポスト等とあわせて原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両
  - ・緊急時においてモニタリングができるよう、モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両を配備



モニタリングステーション【1局】、モニタリングポスト【20局】



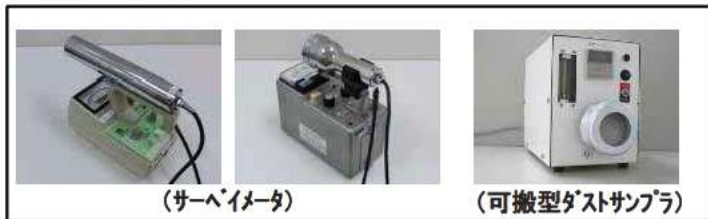
可搬型代替モニタ【5台】、可搬型モニタ【4台】  
(無線による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



サーベイメータ等を搭載した車両【3台】



(サーベイメータ) (可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

- 愛媛県では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載している環境放射線データを、スマートフォン用アプリを活用してリアルタイムで住民へ伝達。
- GPS機能を活用し、伊方発電所からの距離・方位を取得するとともに利用者の最寄りのモニタリングステーション及びモニタリングポストを抽出することが可能。



モニタリング情報



スマートフォン用アプリ



※1: 測定線量により、各ポイントの色が変化。マップは拡大・縮小が可能。  
 ※2: 山口県や大分県等、周辺県の環境放射線データ測定結果についても表示可能。  
 ※3: 上記図は、スマートフォン用アプリ画面のイメージ図。  
 ※4: 電子線量計の測定結果については、緊急時に、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいて公開。

# 10. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

## PAZ圏内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 愛媛県及び伊方町では、PAZ圏内住民を対象に住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。平成28年6月30日現在、約4,000人に配布しており、今後も継続して説明会を複数回実施し、配布を行う。また、常設相談窓口を通じても配布を実施。



# 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、愛媛県は計41箇所の施設に合計約897,000丸の丸剤と8,000gの粉末剤を、山口県は計2箇所の施設に合計2,000丸の丸剤と25gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は、愛媛県は備蓄場所より一時集結所等(計74箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を、山口県は備蓄場所より救護所等に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 今後、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布についても検討。



安定ヨウ素剤備蓄場所	
愛媛県: 41箇所	山口県: 2箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施	
一時集結所等(計74箇所)	救護所等(計2箇所)
伊方町: 4箇所	上関町: 2箇所
八幡浜市: 31箇所	
大洲市: 23箇所	
西予市: 11箇所	
宇和島市: 3箇所	
伊予市: 1箇所	
内子町: 1箇所	

※: 安定ヨウ素剤備蓄場所と一時集結所、救護所等が一部で同施設内に存在

# 愛媛県及び山口県の避難退域時検査場所の候補地

- 愛媛県及び山口県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ圏内人口等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

## 検査場所通過する避難元市町 愛媛県 (12箇所)



検査場所	避難元市町
三崎港※1	伊方町※2
観光交流施設 佐田岬はなはな※1	
しもなだ運動公園	伊方町※2、八幡浜市、 大洲市、伊予市
内子町役場内子分庁舎	大洲市、西予市、八幡 浜市、内子町、伊予市
新谷公民館	大洲市
菅田公民館	
大成ふれあい広場	大洲市
清流の里ひじかわ	八幡浜市、西予市
野村ダム駐車場・ ほわいとファーム	
コスモホール三間	宇和島市
内子PA	八幡浜市、大洲市、 内子町
伊予灘SA	

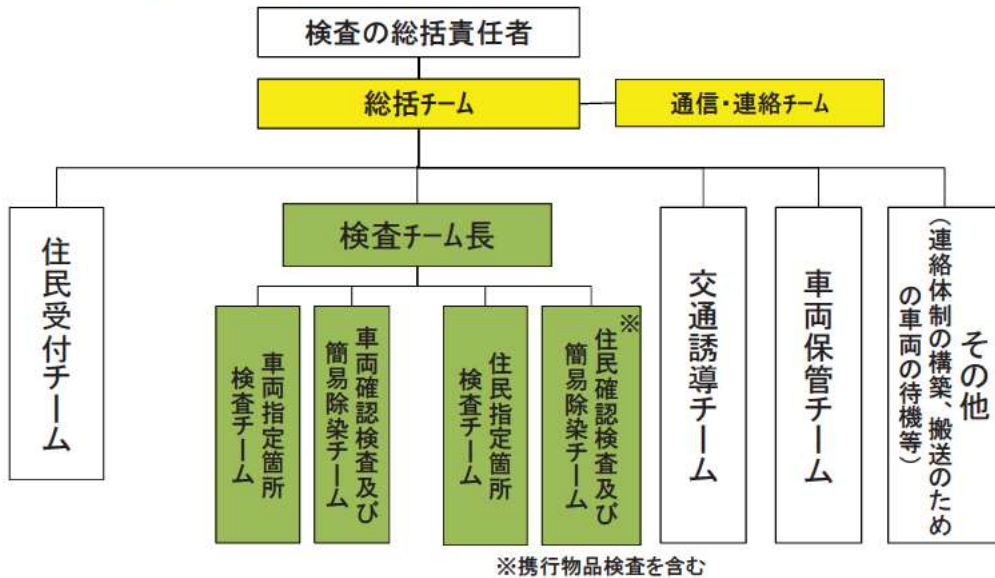
※1「三崎港」、「観光交流施設佐田岬はなはな」は、三崎港から海路避難を実施する際に使用  
 ※2 伊方町は、PAZ及び予防避難エリアに位置するが、放射性物質放出後に避難を実施した住民は、当該検査の対象

## 山口県 (1箇所)

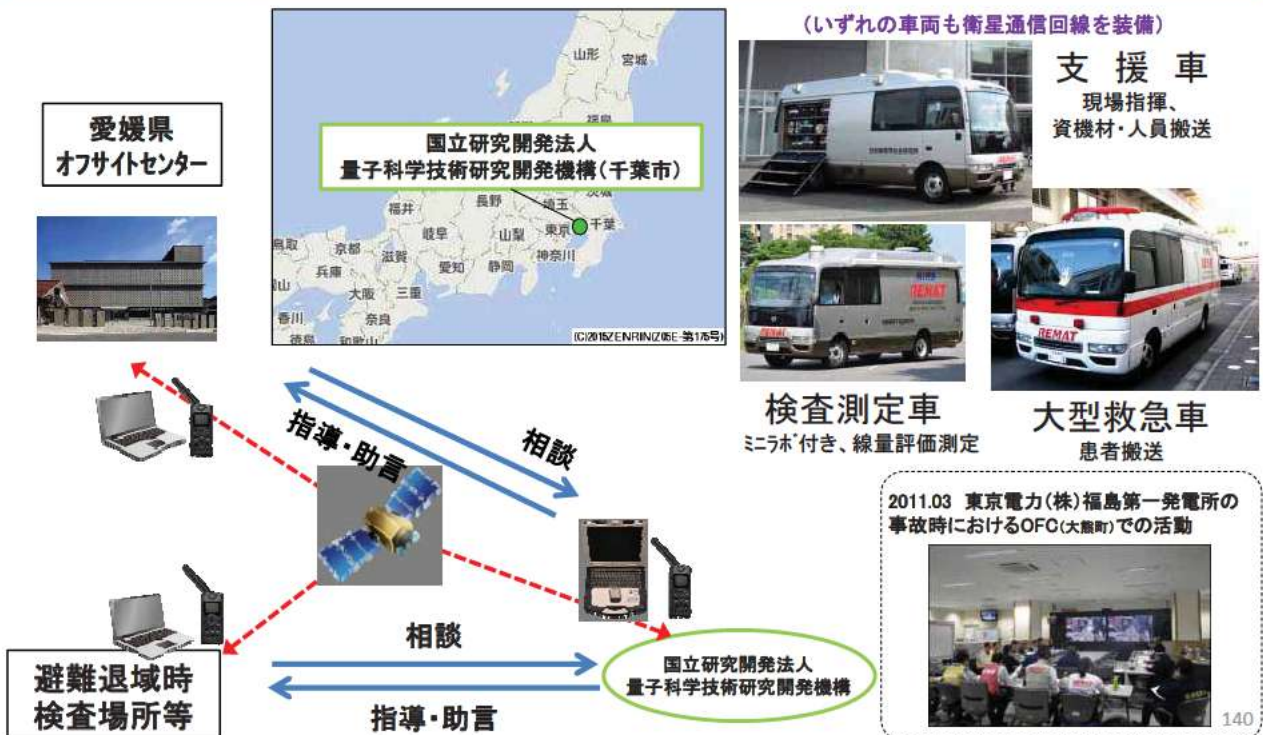
検査場所	避難元市町
上関町総合文化センター	上関町

- 避難退域時検査場所は、愛媛県、山口県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、500人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、被ばく医療に関する相談への指導・助言も実施。



- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力緊急時支援・研修センター（茨城）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力緊急時支援・研修センター（福井支所）

(C)2012 ENRIN/2016 第17号

※平成23年東日本大震災時における  
国立研究開発法人日本原子力研究開  
発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築

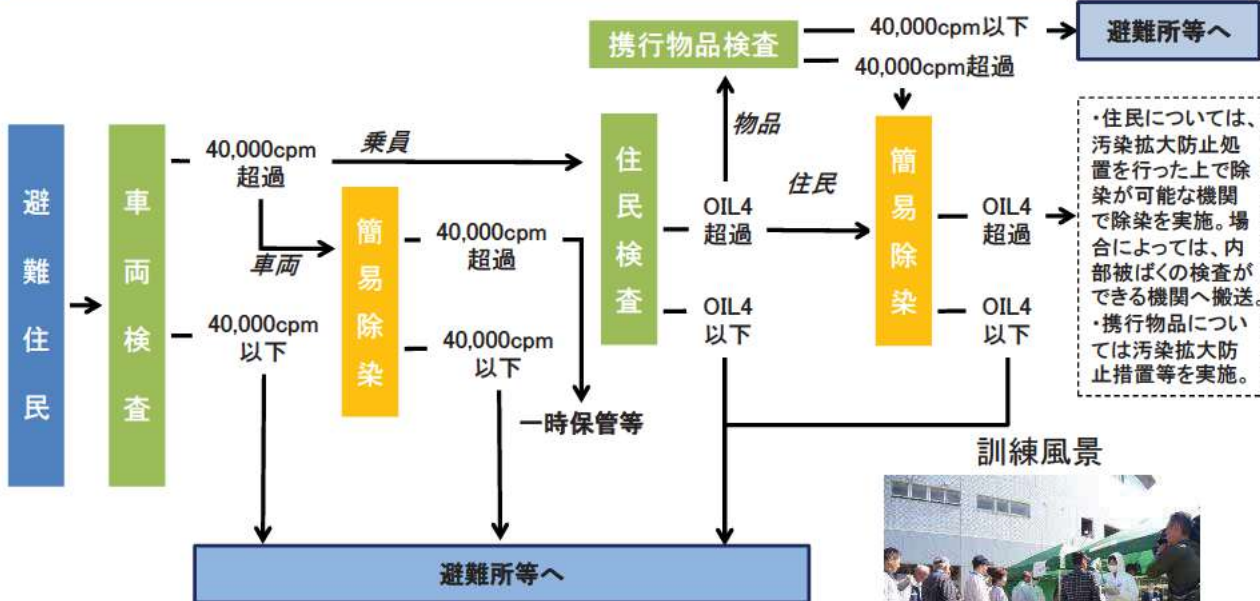


緊急時モニタリング

141

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- ▶ 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- ▶ 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



142

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

## 初期被ばく医療

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等



## 二次被ばく医療 【一次除染で十分除染できない場合等に実施】

- ①シャワー等を用いた除染
- ②ホールホテイクンタ等による内部被ばく評価
- ③被ばく患者や傷病者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、  
高度被ばく医療支援センター及び原子力災害  
医療・総合支援センターで対応



## 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 【国立大学法人広島大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が実施】

- ①高度専門的な線量評価
  - ②高度な専門的除染 等
- 高度かつ専門的な被ばく医療等**

※原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関への移行に取り組んでいく。



# 11. 国の実動組織の支援体制



# 伊方地域周辺の主な実動組織の所在状況

- 不測の事態の場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



※伊方地域関係県、関係市町の地域防災計画を元に策定

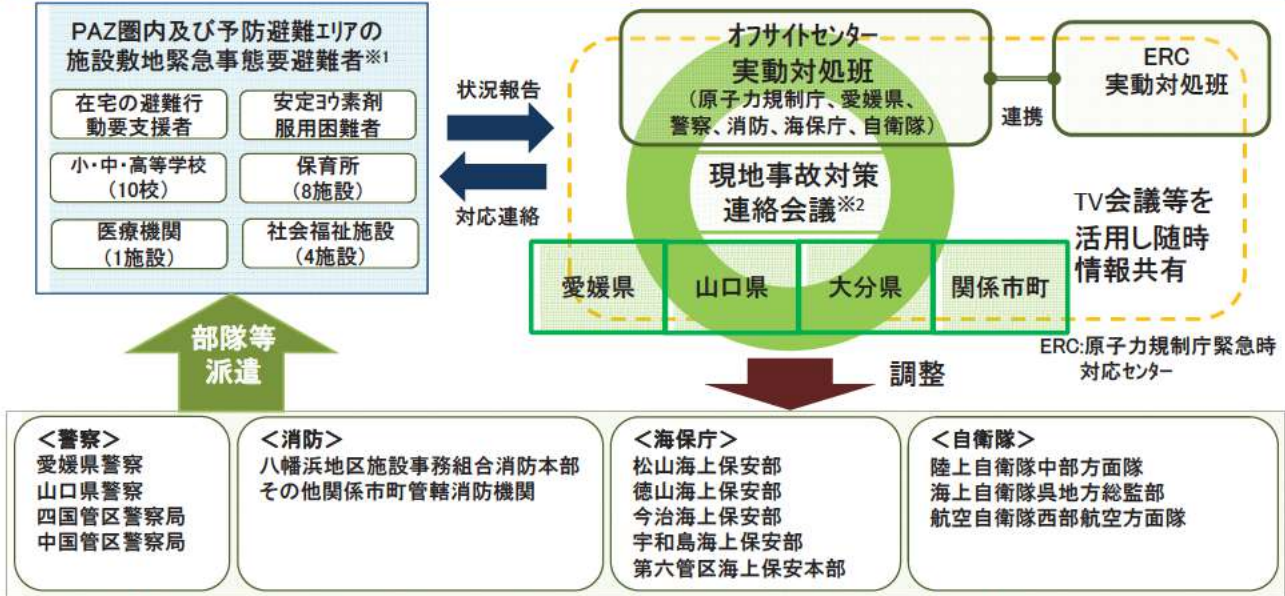
# 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、愛媛県、山口県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。



# 施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

- 施設敷地緊急事態の時点でPAZ圏内及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
  - ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
    - 不測の事態における愛媛県、山口県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



※1 全面緊急事態においては、PAZ圏内及び予防避難エリアの一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ圏内のうち対象地域の住民等を対象  
 ※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施(放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用)。



➤ 愛媛県、山口県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

## 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



## 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



## 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



## 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



他地域の緊急時対応を踏まえた東海第二地域の計画充実化に向けた検討項目【平成29年6月29日現在】

検 討 項 目		検 討 状 況	備 考
		○:終了 △:着手、調整中 未了 ×:これから	
大項目	小項目	細 目	
		県外避難先の調整	△
1	1	はじめに	
2	2	東海第二地域の概要	
3		東海第二原子力発電所の概要	△
4		原子力災害対策重点区域の概要	△
5		原子力災害対策重点区域周辺の人口分布	△
6		昼間流入人口(就労者等)の状況(PAZのみ)	△
7	3	緊急事態における対応体制	
8		原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置	○
9		茨城県及び関係市町村の対応体制	△
10		● 災害対策本部の初動体制の整備	△
11		● 県訓練の計画、実施	△
12		● 職員の動員計画作成	△
13		● 避難所運営体制の整備(避難所運営マニュアルの作成)	△
14		国の対応体制	○
15		国の職員・資機材等の緊急搬送	×
16		オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	○
17		連絡体制の確保	○
18		住民への情報伝達体制	△
19		国の広報体制	○
20		国及び関係自治体による住民相談窓口の設置	△
21	4	PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	
22		茨城県及びPAZ自治体における初動対応	△
23		住民への情報伝達	△
24		PAZ内における避難体制	△
25		● 放射線防護対策施設の整備(5km圏内)	△
26		PAZ内の学校・保育所の児童等の避難	△
27		● 学校等の避難計画の策定	△
28		PAZ内の医療機関の避難	△
29		● 医療機関の避難計画策定及び避難先	△
30		PAZ内の社会福祉施設の避難	△
31		● 社会福祉施設の避難計画策定及び避難先	△
32		PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応	△
33		● 在宅の避難行動要支援者の避難先の確保	△
34		● 支援者の確保	△
35		PAZ内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力	△
36		● 施設敷地緊急事態要避難者の避難手段と避難車両の需要把握	△
37		PAZ内において施設敷地緊急事態での輸送能力の確保	△
38		● 施設敷地緊急事態要避難者の避難車両の確保	△
39		◎ 県バス協会、ハイヤー・タクシー協会との協定締結	△
40		◎ 陸自との協定締結	×
41		◎ 電力事業者による支援の協議	×
42		避難により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応	△
43		自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策	△
44		● 自然災害等による道路寸断等に伴う道路啓開	△
45		◎ 県建設業協会との協定締結	△
46		◎ 陸自との協定締結	×

47	5 PAZ内の全面緊急事態における対応		
48	PAZ内の住民の避難先及び避難住民数		△
49	● 避難先の確保		△
50	PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数		△
51	全面緊急事態で必要となる輸送能力		○
52	● 住民の避難手段と需要把握		○
53	全面緊急事態で必要となる輸送能力の確保		△
54	● 住民の避難車両の確保		△
55	◎ 県バス協会との協定締結		△
56	◎ 陸自との協定締結		×
57	自家用車で避難できない住民の数及び一時集合所への避難等		△
58	PAZ圏内から避難先施設までの主な経路		△
59	● 避難経路の選定(代替避難ルートを含む)		△
60	避難を円滑に行うための対応策		×
61	自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整		△
62	6 UPZ内における対応		
63	UPZ内における防護措置の考え方		○
64	一時移転等に備えた関係者の対応		△
65	一時移転等を行う際の情報伝達		△
66	UPZ内住民の一時移転等		△
67	● 避難先(一般住民)の確保		△
68	UPZ内の学校・保育所等の防護措置		△
69	● 学校等の避難計画の策定		△
70	UPZ内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム		△
71	● 避難先(病院)の避難先の確保		△
72	UPZ内の社会福祉施設等の避難先		○
73	● 避難先(社会福祉施設)の避難先の確保		○
74	UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置		△
75	避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等		△
76	● 放射線防護施設の整備(5~10km圏内)		△
77	UPZ内の一時的移転に必要な輸送能力の確保		△
78	● 避難に必要な避難手段の需要把握		○
79	● 避難手段の確保		△
80	◎ 県・他県バス協会との協定締結		△
81	◎ 陸自との協定締結		×
82	UPZ内から避難所までの主な経路		△
83	● 避難経路の選定(代替避難ルートを含む)		△
84	● 緊急交通路、緊急輸送道路、交通規制の整理		△
85	自然災害等により避難先が被災した場合の避難先		△
86	他の地方公共団体からの応援計画(相互応援協定)		△
87	7 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄、供給体制		
88	PAZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制		○
89	UPZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制		○
90	原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制		×
91	関係市町村における行政備蓄		○
92	茨城県の物資供給等に関する協定締結状況		△
93	PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制		△
94	● 備蓄物資、備蓄資機材の配備		△
95	● 資機材、生活物資等の供給体制の整備		△
96	◎ 県トラック協会との協定締結		×
97	◎ 陸自との協定締結		×
98	物資集積拠点・一時集結拠点		△
99	● 放射線防護資機材の備蓄箇所の選定		△
100	● 物資集積拠点箇所(1次、2次)の選定		△

101	電力事業者による生活物資等の支援体制	△	
102	国による物資(食料等の生活用品等)の供給体制	△	
103	国による物資(燃料)の供給体制	△	
104	主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体	△	
105	8 緊急時モニタリングの実施体制		
106	緊急時モニタリングセンターの体制	△	
107	東海第二地域の放射線モニタリング体制	△	
108	● 緊急時モニタリング体制の整備	△	
109	● 電力事業者によるモニタリング協力	△	
110	● 放射性ヨウ素の測定体制の整備	△	
111	茨城県における環境放射線モニタリング体制	△	
112	● 緊急時モニタリング実施要領の策定	△	
113	● 緊急時モニタリング体制の整備	○	
114	● 放射性ヨウ素の測定体制の整備	△	
115	緊急時モニタリング結果の共有及び公表	○	
116	緊急時モニタリング実施計画	○	
117	緊急時モニタリングに係る動員計画	○	
118	東海第二地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位	△	
119	日本原電による緊急時モニタリング	△	
120	9 原子力災害時の医療の実施体制		
121	PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布	△	
122	避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布	△	
123	● 安定ヨウ素剤の事前配布	△	
124			
125	● 安定ヨウ素剤の緊急配布方法、体制の整備	△	
126			
127	避難退域時検査場所の候補地	△	
128	● 避難退域時検査場所の候補地の選定	△	
129	避難退域時検査場所の運営体制	△	
130	● 避難退域時検査の実施体制、資機材の整備	△	
131	◎ 資機材整備の方針	△	
132	◎ 電力事業者との避難退域時検査協力の協議	×	
133	◎ 陸自との協定締結	×	
134	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制	△	
135	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制	△	
136	避難退域時検査場所における活動基本フロー	○	
137	原子力災害時における医療体制	△	
138	● 原子力災害医療協力機関の登録、拠点病院の指定	○	
139	10 国の実動組織の支援体制		
140	東海第二地域周辺の主な実動組織の所在状況	×	
141	実動組織の広域支援体制	△	
142	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	△	
143	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	×	
144	自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例	△	
145	● 実働組織の役割分担(県警、地元消防、海保、自衛隊)	△	